

令和4年度第5回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年8月4日 木曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄蔵	2番	岩崎 光宏	3番	藤原 洋三
4番	伊東 孝吉	5番	阿部 公人	6番	江藤 由之助
7番	石川 文男	8番	永野 恵	9番	本林 正
10番	佐藤 敦士	11番	小春 修	12番	藤松 美潮
13番	宮原 健司	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

12番 岩崎 光宏 4番 伊東 孝吉 5番 阿部 公人 7番 石川 文男
10番 佐藤 敦士 13番 宮原 健司

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐藤 敏一	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主査	河野 伸也	農地・管理係主任	田邊 憲佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

- 議案第 8号 農地法第3条の申請について
議案第 9号 農地法第5条の申請について
議案第 10号 非農地証明願いについて
議案第 11号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 12号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに
使用賃借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和4年度第5回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時38分:開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と[REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より[REDACTED] 並びに[REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第21号から議案第25号までの5議案24件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第21号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番と2番については関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の[REDACTED]です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>「議案第21号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。</p> <p>番号1番と2番は譲受人が、同一のため、一括して説明します。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由は、管理が困難、経営規模拡大です。</p> <p>続いて、番号2番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。理由は、経営規模縮小、経営規模拡大です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番と2番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	7月10日、現地確認をしました。ここは第[REDACTED]回総会に上がった[REDACTED]さんの経営する農地の道を挟んだ反対側を借りるものであります。場所は[REDACTED]をまっすぐ300mほど突っ切ったところにあります。規模拡大という事で、[REDACTED]さんは県外在住で高齢なことから、農地が荒れてしまうよりも、稻を植えて農地保全したいという事です。[REDACTED]さんについては、自己資金で機械を揃えるのではなくて、補助金をいただきながら規模拡大し、5年・10年後を見据えてやっていきたいという事です。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	1番と2番について、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準です。</p> <p>番号1番の譲渡人は、県外に在住しており管理が困難な状況です。また、番号2番の譲渡人は、市外に在住しており、経営規模縮小を検討している状況です。今回、隣接地を耕作している譲受人とのあいだで、売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんともに所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>[REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番、2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、以上のことから[REDACTED]さんの農地法第3</p>

	条例第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件に、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]筆です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	[REDACTED]さんは[REDACTED]さんの親戚で、申請地の耕作をやっております。きれいに管理されています。申請地は、[REDACTED]、[REDACTED]から100mほど入ったところになります。申請地近辺はイノシシ等の被害がみられますか、この土地はイノシシ等が入らないように柵がしっかりされていました。 以上、ご報告いたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。 譲渡人は、県外に在住しており、農地の管理が出来ない状況にあります。今回、申請地を既に耕作している譲受人とのあいだで売買の話がまとまったため申請となりました。[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外にありません。 [REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。よって、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件に、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、空き家取得と農業開始のためです。 以上です。
議長	4番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	この件につきましては、第[REDACTED]回総会議案第[REDACTED]号番号[REDACTED]番で区域の指定をした案件です。申請地は、[REDACTED]から[REDACTED]へ向かったところにございます。[REDACTED]さんは管理が困難で、[REDACTED]さんに空き家と一緒に売り渡す案件です。ご審議ください。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。 譲渡人は、高齢で農地の管理が困難な状況です。譲受人は、空き家の購入者で、空き家に付随する農地を、新規に取得するため今回の申請となりました。杵築市では、今回18回目の案件となります。 [REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。杵築市では、農地法3

	条例第2項第5号(下限面積要件)については、50aとされておりますが、■の第■回総会議案■号番号■番において、空き家に付随する農地の区域指定の承認を受けており、下限面積要件は、問題ありません。また、その他の要件についても、問題ありません。よって、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件に、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、■、■、譲受人、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況とともに■、地積■m ² 、合計■筆の■m ² です。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、空き家取得と農業開始のためです。
議長	5番について、■農業委員より説明願います。
■委員	この件につきましては、第■回総会議案第■号番号2番で区域の指定をした案件です。この方は■■在住でして、管理が困難です。申請地は里道に入ったところにあり、■m ² という農業開始するにはいい面積だと思います。ご審議ください。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。 譲渡人は、県外在住で、農地の管理が困難な状況です。譲受人は、空き家の購入者で、空き家に付随する農地を、新規に取得するため今回の申請となりました。杵築市では、今回19回目の案件となります。 ■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。先ほどの番号4番と同様に、下限面積については、■の第■回総会議案■号番号■番において、空き家に付随する農地の区域指定の承認を受けており、問題ありません。またその他要件についても特に問題ありません。よって、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件に、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第21号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お詫びいたします。「議案第21号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第22号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 「議案書第22号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。

	<p>番号1番、申請人、土地所有者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳。転用者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。申請内容、植林用地・庭園用地として。申請理由、県外からの移住に伴い、空き家とともに付随する申請地を取得し、山林及び庭園として管理したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	7月20日、事務局職員2名と、[REDACTED]委員さんと現地確認を行いました。申請地は[REDACTED]交差点を曲がって、[REDACTED]方向に4km北上したところです。申請人は[REDACTED]から引っ越してくるそうで、家の前と裏の土地を転用して、植林用地・庭園用地として活用していきたいようです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者の[REDACTED]さんは市外に居住しており、高齢になったこともあり農地の管理に困っていました。一方、転用者の[REDACTED]さんは県外からの移住を希望しており、希望に沿った条件の居住地を探していました。そこで双方が話し合い、空き家とともに周辺の農地の所有権移転を行い、申請地を山林及び庭園として管理する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、空き家の隣地であり利便性が高いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地[REDACTED]の東側は[REDACTED]、南側は[REDACTED]、西側は[REDACTED]を挟んで[REDACTED]、北側は[REDACTED]を挟んで[REDACTED]に、申請地[REDACTED]の東側は[REDACTED]、南側は[REDACTED]及び[REDACTED]、西側は[REDACTED]を挟んで[REDACTED]、北側は[REDACTED]を挟んで[REDACTED]にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地[REDACTED]の[REDACTED]m²については、[REDACTED]本を植林して山林として、申請地[REDACTED]の[REDACTED]m²については、庭園として利用する計画です。申請地[REDACTED]の市道側には、生垣として[REDACTED]を植栽して土砂の流出を防ぎます。</p> <p>工事期間は、令和4年9月10日から令和4年10月30日までの約2ヶ月を予定しており、転用は確定と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、南側の市道側溝に接続予定であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第22号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第22号」「農地法第5条の申請について」は、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第22号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第23号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>「議案第23号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和[REDACTED]年に祖父が住宅を建築してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	7月22日、事務局職員2名と、[REDACTED]推進委員の4名で、現地確認をしました。庭と家の裏に木が立っておりますが、きちんと管理されている感じです。ご審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を7月22日に、[REDACTED]農地委員、[REDACTED]農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月に相続により申請地を取得しています。申請者の祖父が農地法の転用等制度を知らずに、昭和[REDACTED]年に住宅を建築してしまったとのことです。申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。また、申請地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に空き家バンクに登録したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第23号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第23号」「非農地証明願いについて」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第23号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第24号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の

	説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「議案第24号」「農用地利用集積計画(案)」の決定について 農用地利用集積計画(案)の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。設定期間は[REDACTED]年新規で、借人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。設定期間は[REDACTED]年新規で、経営面積は、公社のためありません。</p> <p>以下同じ借人のため、借人の名称、設定期間等は省略させていただきます。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号5番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号7番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号9番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号10番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号11番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号12番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号13番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。設定期間は[REDACTED]年新規です。</p> <p>番号2番から13番までの公益社団法人大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[REDACTED]筆[REDACTED]m²となります。</p> <p>続いて、イ、所有権の移転です。9ページをご覧ください。</p> <p>番号14番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農</p>

	<p>村振興公社理事長 工藤利明。申請の土地、大字 [] 字 [] 、地番 [] 、地目、[] 、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。農地売買等支援事業による公社買い入れとなります。</p> <p>番号15番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、譲受人、[] 区、[] 。申請の土地、大字 [] 字 [] 、地番 [] 、地目、[] 、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。農地売買等支援事業による公社売り渡しとなります。</p> <p>番号16番、申請人、譲渡人、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、譲受人、[] [] 、[] 。申請の土地は、先ほどの番号15番と同様です。同じく農地売買等支援事業による公社売り渡しとなります。</p> <p>公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸す筆は、合計 [] 筆の [] m²、貸し手農家数 [] 戸、借り手農家数 [] 戸。利用権の設定の総面積 [] m²、所有権の移転の総面積 [] m²、合計 [] m²となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第24号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第24号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第24号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第25号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>「議案第25号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明。借受人、[] 区、[] 。対象農地は、杵築市大字 [] 筆の [] m²です。</p> <p>続いて、借受人、[] 、[] 。対象農地は、杵築市大字 [] 筆 [] m²です。</p> <p>続いて、借受人、[] 区、[] 。対象農地は、杵築市大字 [] 筆 [] m²。杵築市大字 [] 筆 [] m²です。</p> <p>続いて、借受人、[] 区、[] 。対象農地は、杵築市大字 [] 筆 [] m²です。</p> <p>次の12ページから17ページについては、借受人の土地の一覧となります。先ほど審議いただきました農用地利用集積計画(案)において、公社に貸し付けされた2番から13番までの土地について、公社が新たに、耕作者に貸し付けをする土地の一覧となります。詳細につきましては、先ほどの利用権設定の審議内容と同じでありますので、説明を省略します。</p>

	以上です。
議長	只今、「議案第25号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第25号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第2号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>18ページをご覧ください。</p> <p>「報告第2号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用賃借権の解約受理について(合意解約)」について報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、[REDACTED]区、公益社団法人杵築市地域活性化センター理事長 永松悟、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。理由は貸人の都合です。</p> <p>以下、同じ借人のため、借人の名称等は省略させていただきます。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号5番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>番号7番、申請人、貸人、[REDACTED]区、公益社団法人杵築市地域活性化センター理事長 永松悟、借人、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第5回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	(10時18分 : 終了)